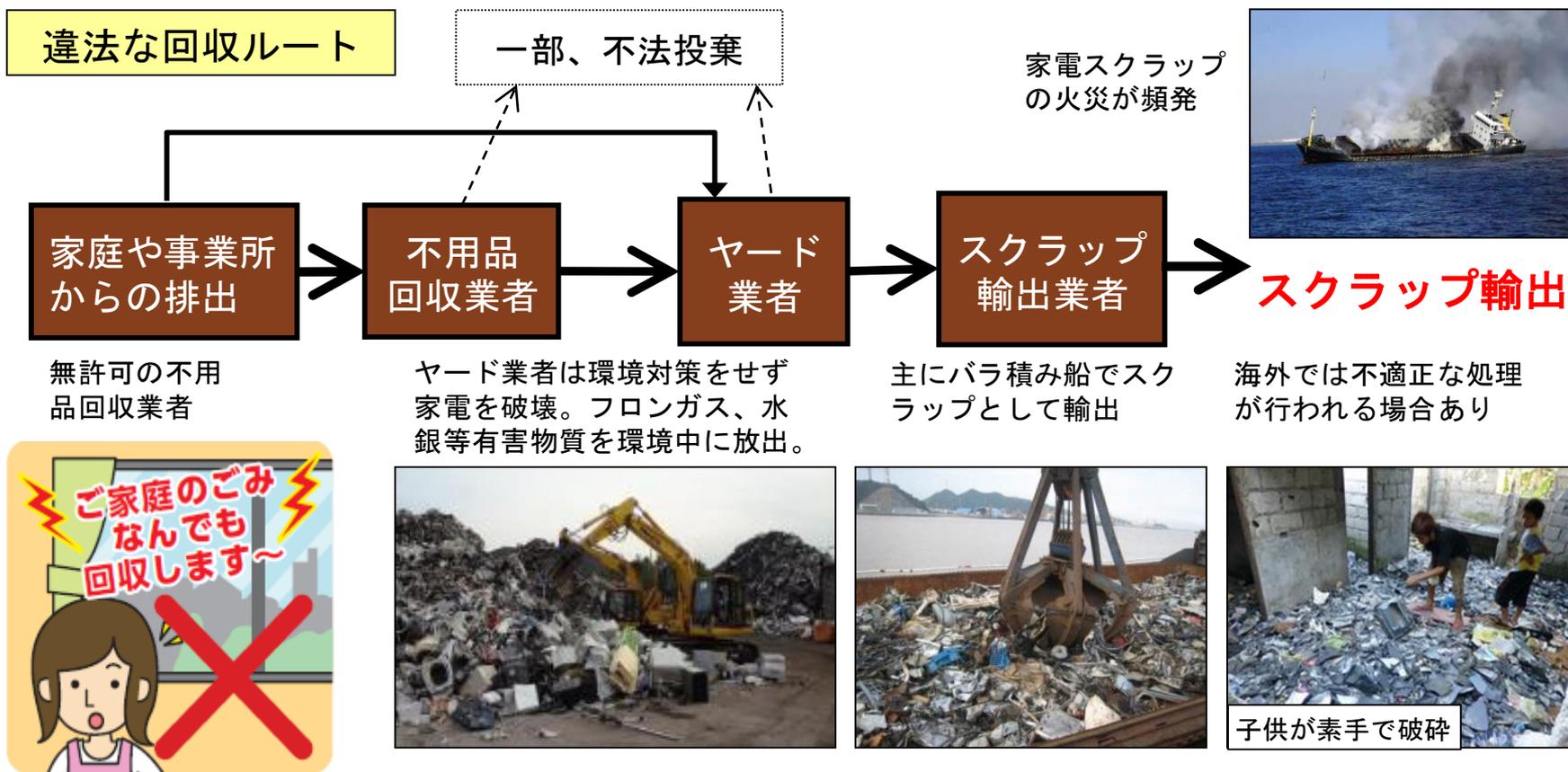


違法な不用品回収業者・ ヤード業者の対策について

令和3年4月19日
環境省

違法な回収事業者による不適正な処理について

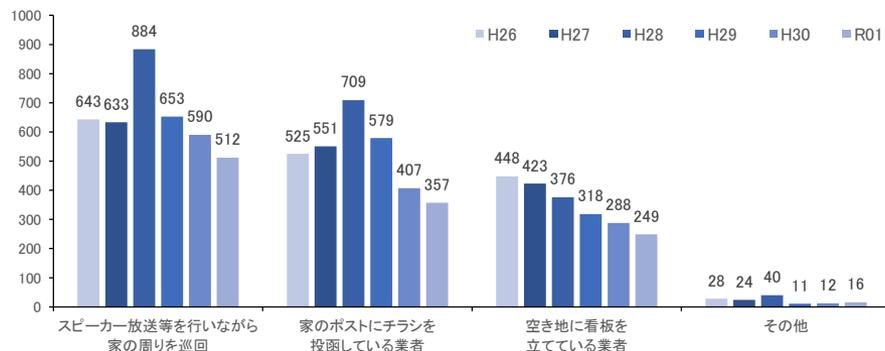
- 違法な回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へとつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報を多く含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なリサイクルルートを利用してもらうため、様々な取組を実施。



市区町村における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策等

- 各市区町村に対してアンケート調査をした結果、管内における無許可の廃棄物回収業者の存在を把握している市区町村数は、いずれの事業形態においても減少していた。
- それらの業者への対策については、無許可の廃棄物回収業者認知の減少に伴い、パトロールや広報等いずれも実施市区町村数は減少していた。

具体的な事業の形態

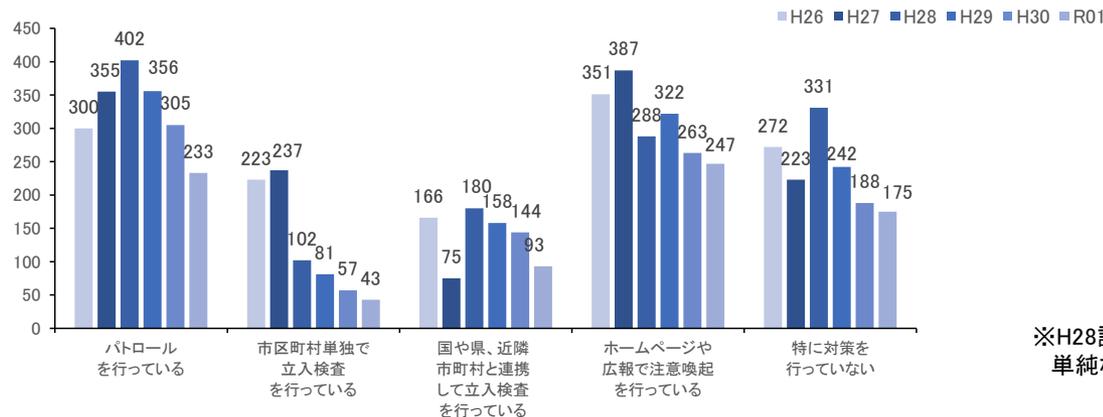


不用品回収業者を認知していると回答した市区町村数

H26年度： 943
 H27年度： 926
 H28年度： 1,034
 H29年度： 856
 H30年度： 764
 R01年度： 666

※その他：便利屋、回収日時を指定したチラシ投函等

市区町村による対策の手法



回答市区町村数
 (複数回答可)

H26年度： 943
 H27年度： 926
 H28年度： 1,008
 H29年度： 854
 H30年度： 691
 R01年度： 594

※H28調査からアンケート調査の選択肢を変更しているため、単純な比較はできない点に留意が必要。

違法回収業者の取締りに向けた取組

- 令和2年度も引き続き、市町村向けセミナーの実施を通じて、取締りの徹底に向けた取組を行った。

平成28年度

市町村職員向けセミナーの実施

取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、平成28年度は空き地に廃家電を集めるいわゆる「ヤード事業者」の取締りに着目し具体的な事例を踏まえた対応方針を示しながら、取締り能力向上のためのセミナーを3箇所（岡山県、愛知県、東京都）で実施。

平成29年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施。廃掃法改正も踏まえた、取締り能力向上のためのセミナーを4箇所（東京都、愛知県、大阪府、福岡県）で実施。

平成30年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、取締り能力向上のためのセミナーを3箇所（宮城県、東京都、岡山県）で実施予定。

令和元年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、取締り能力向上のためのセミナーを2箇所（東京都、愛知県）で実施。

（上記に加え福岡県でも開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響で福岡県は未開催）

令和2年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、取締り能力向上のためのセミナーを実施。今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点からweb会議システム等を用いて計2回実施。

(参考) 廃棄物該当性の判断基準について

- 廃棄物処理法に定義する「廃棄物」の該当性の判断基準については、平成11年最高裁決定を踏まえ、「行政処分の指針について」(環境省通知)により示している。

廃棄物の定義

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとして、平成11年03月10日に最高裁判所第二小法廷において決定がなされたところ。

「行政処分の指針について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)より

- 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。
- 物の性状とは、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 通常の手扱い形態とは、製品として市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無とは、占有者と取引の相手方との間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

(参考)使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

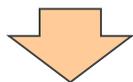
- 使用済家電製品については、平成24年3月19日付け環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(3.19通知)を発出し、廃棄物該当性の判断基準を可能な範囲で明確化した。
- 環境省から自治体に対して、本通知に基づく運用の徹底を指導しているほか、環境省自身も廃棄物の輸出入の場面での地方環境事務所・税関の協力を得つつ本通知に基づく運用を徹底している。

<3.19通知の概要>

- ・ 使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には・・・(中略)・・・一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ・ 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
- ・ これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
 - (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産構審・中環審合同会合、平成20年9月)のガイドラインA(※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
 - (2)・・・(前略)・・・収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

(参考) 廃棄物処理法(有害使用済機器)による雑品スクラップへの対応について

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



生活環境への影響発生を抑制

＜法改正事項＞(廃棄物処理法第17条の2)

- ①「有害使用済機器」※の保管又は処分を業として行おうとする者に都道府県知事への届出を義務付け
※使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)を想定
- ②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
- ③都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加
(これらの違反があったときは罰則の対象)

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

(参考)バーゼル法による雑品スクラップへの対応について

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態(いわゆる雑品スクラップ)で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。

↓ 不適正輸出取締りの実効性を確保

<法改正事項>

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲(規制対象物)を法的に明確化。(法第2条第1項第1号イ)
* 範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。(法第2条第1項第1号柱書)
- 規制対象物として、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済家電製品(家電リサイクル法の対象4品目、小型家電リサイクル法の対象28品目)及び2つのリサイクル法の対象機器と同種の業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置(UPS)、冷却用コンプレッサー(黒モーター)を省令に明記。

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】